

統計改革推進会議 最終取りまとめ

平成 29 年 5 月

目次

はじめに.....	1
1. EBPM推進体制の構築.....	3
(1) 基本的な考え方.....	3
(2) 推進の要の整備.....	4
① 各府省においてEBPM推進に係る取組を総括する機能.....	4
② 政府横断的なEBPM推進機能.....	5
(3) 政策、施策、事務事業の各段階における取組.....	6
2. GDP統計を軸にした経済統計の改善.....	7
(1) GDP統計の体系的整備の全体像.....	7
(2) より正確な景気判断に資する基礎統計改善、GDP統計の加工・推計手法改善に向けた取組.....	8
(3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備.....	10
① SUT体系移行の主な意義.....	10
② SUT体系に移行するための基盤整備.....	10
③ SUT体系への移行に向けたスケジュールとリソースの確保.....	12
3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進.....	13
(1) 各種データを用いた統計的分析の推進.....	13
① 各種データの利活用推進のための統計関係法制の見直し.....	13
② 各府省の保有する統計等データの提供等のための仕組み.....	14
③ 地方自治体・民間が保有するデータの利活用のための仕組み.....	16
(2) 社会全体における統計等データの利活用の促進.....	17
① 統計等データの整備等にユーザーのニーズを反映する仕組み.....	17
② 統計等データの利活用の基盤の整備.....	18
③ 統計等データに関する所在案内、要望への対応等.....	19
④ 統計等データの利活用促進のための取組の継続.....	20
4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化.....	20
(1) 報告者負担の軽減.....	20
① 統計調査に報告者の声を反映する仕組み等.....	20
② 統計調査の負担軽減のための新たな仕組み等.....	21
③ 統計調査に対する報告者の公平感の確保等.....	22
④ 統計調査等に関する類似調査の事前確認、負担の声への対応.....	22

⑤ 報告者負担の軽減のための取組の継続	23
(2) 統計業務の見直し・業務効率化及び各種統計の改善	24
① 効率化の徹底による統計に関する官民のコストの引下げ	24
② 統計棚卸し（統計版BPR）の実施	25
③ 「評価チーム」による統計の有用性・信頼性の向上	26
④ 基礎統計全般の改善サイクルの確立	28
⑤ 民間委託された統計調査の品質確保・向上	29
(3) 統計行政体制の見直し	29
① 各府省の統計機構の一体性の確保	29
② 地方統計機構の活性化	31
③ 統計調査員の活性化	32
(4) 統計改革の推進の基盤強化	33
① 統計改革のためのリソースの確保	33
② 人材の確保・育成等に関する方針の策定、推進	33
③ 国・地方の統計機構のメリハリのある体制整備	35
④ 統計委員会の機能強化	35
5. 今後の進め方	36
別紙 個別統計等における措置等（統計調査の負担感や統計ユーザーのニーズ に関する調査等の結果関連）	38

はじめに

我が国では、世界に類を見ない少子高齢化の進展や厳しい財政状況に直面しており、こうした現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、また、その効果を検証することの必要性はこれまで以上に高まっている。

欧米諸国では、客観的な証拠に基づくエビデンス・ベースでの政策立案への取組が比較的進んできたのに比べ、我が国では、これまで、統計の最大のユーザーである政府の政策立案において、統計や業務データなどが十分には活用されず、往々にしてエピソード・ベースでの政策立案が行われているとの指摘がされてきた。

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案（E B P M。エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）を推進する必要がある。

E B P Mを推進するためには、その証拠となる統計等の整備・改善が重要である。また、E B P Mを推進することにより、ユーザー側のニーズを反映した統計等が一層求められ、政策の改善と統計の整備・改善が有機的に進むことから、E B P Mと統計の改革は車の両輪として一体として進めていく必要がある。

特に、G D P統計を始めとした経済統計は、より正確な景気動向判断や経済構造の把握を通じて、E B P Mを支える基礎となるとともに、国民の合理的意思決定の基盤となるものである。情報通信関連技術の発展や経済のサービス化などの環境変化に合わせ、統計のカバレッジの拡大や生産物分類・産業分類の整備等を通じて、G D P統計を軸として各種経済統計を改善・拡充するとともに、新たなG D P推計への移行を図ることなどにより、G D P統計の精度を向上していく必要がある。

また、統計部門には、統計マイクロデータの更なる利活用を求めるユーザーのニーズが寄せられている上、行政記録情報やいわゆる「ビッグデータ」を含む民間の保有する各種データなどの新しいデータ源を統計作成に利活用するニーズも生じており、統計調査の実施と結果の公表を基本としたこれまでの枠組みを超えた対応や、統計部門の垣根を超えた対応も求められているが、現行の業務体制はこうしたニーズに十分に応えているとは言い難い。

さらに、各省分散型の統計作成体制の下、厳しい財政事情等を背景に、国・地方における人員を始めとした統計リソースが減少を続け、人材の育成が急務となっている一方で、プライバシー意識の高まり等により統計調査への協力確保がますます困難なものとなり、統計調査における報告者側からの負担軽減の要請も高まるなど、統計行政部門を取り巻く環境が厳しさを増している実情がある。

こうした実態を踏まえ、本統計改革推進会議は、政府全体におけるEBPMの定着、国民のニーズへの対応等を統計部門を超えた見地から推進するため、昨年末の「統計改革の基本方針」（12月21日経済財政諮問会議決定）に基づき、本年1月に設置された。

本会議では、その下に設置したコア幹事会を中心に、EBPMの推進体制の構築、GDPの精度向上等経済統計の改善、統計システムの再構築、統計部門の構造的課題への対応といった課題について検討を進め、本年4月に中間報告を取りまとめた。

また、中間報告以降も、改革に必要なリソースの在り方、分散型統計機構の中での一体性確保の在り方、統計マイクロデータや行政記録情報の利活用、今後の進め方等の残された論点について更に議論を進め、今般、具体的な方針を取りまとめた。本取りまとめの内容については、今後、「経済財政運営と改革の基本方針2017」に反映させていく。

1. E B P M推進体制の構築

(1) 基本的な考え方

E B P Mの推進には、政策の前提となる関連事実と政策課題を的確に把握するとともに、具体的政策の内容とその効果をつなぐ論理、政策効果とそのコストの関係を明示することが欠かせない。このようなE B P Mの基盤をなすのが、統計等データ（統計、統計マイクロデータ¹及び統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報²をいい、それらのデータの利用や解釈を行うために必要な関連情報³（メタデータ）を含む。）を始めとする各種データなどの客観的な証拠であり、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル（E B P Mサイクル）を構築することが必要である。

すなわち、E B P Mに際して、政策部局では、統計等データを用いて事実・課題の把握、政策効果の予測と測定、評価を行う。このようなE B P Mの取組に必要な統計等データに対するニーズ・要望が顕在化し、それが統計部局やデータ管理部局に伝達される。要望を受けた統計部局やデータ管理部局は統計等データの整備・改善を行い、それが政策部局に提供されて、改善された統計等データの利活用につながる。

このようなE B P Mサイクルの構築には、これを担う職員の意識改革を含めて、中長期的な視点に立った取組が必要となる。その第一歩として、E B P M推進の要となる機能を整備するとともに、政策、施策、事務事業の各段階のレビュー機能における取組を通じてE B P Mを実践し、手法の開発を行いつつその適

¹ 統計の作成のために事実の報告を求める調査によって集められた情報や、当該情報を特定の個人や法人等の識別ができないよう加工した匿名データのこと

² 行政機関の職員が職務上作成・取得した情報のこと

³ 例えば、標本抽出法、用語の定義、回収・督促状況、母集団推定方法など

用範囲の拡大を図るものとする。

以上の考え方を踏まえ、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）に基づく官民データ活用推進基本計画において E B P M 推進の基本的方針を定める。

（２）推進の要の整備

① 各府省において E B P M 推進に係る取組を総括する機能

府省の行政に関し、E B P M 推進に係る取組を総括する E B P M 推進統括官（仮称。以下同じ。）を各府省に置く。

E B P M 推進統括官は、以下に取り組む。

- ・ 統計等データの利活用状況のモニタリングや利活用に関する指導・支援等を通じた、事実・課題の認識、政策の立案と評価における統計等データの取得・整備・利活用や評価の質の向上
- ・ 統計等データの所在案内や、民間を含む府省内外からの統計等データの問合せや要望への府省としての対応やこれに関する府省間の調整
- ・ 国以外の機関（公的機関や補助金被交付団体など）が保有するデータ等に関する情報の把握・利活用
- ・ 府省の行政に関し委託等を受けて地方自治体がデータを取得する場合に、府省側の規制等により、地方自治体内部のデータ利活用が進まないようなケースへの対応
- ・ これらの活動を支える人材の確保と、適切な職務経験の付与等を通じた育成等
- ・ 各府省における、統計部局と政策部局の連携、研究者との協働による分析、統計部局の府省横断的連携、各府省と統計委員会の連携等の推進

E B P M推進統括官は、これらの活動を通じてE B P Mの取組を積極的に主導し、府省内におけるE B P Mの浸透・徹底を図る。また、E B P M推進委員会（後述）への報告など、府省内の取組について対外的に説明する立場を担うものとする。

このための当面の業務の展開について、府省ごとの状況を踏まえた具体的な検討を行い、E B P M推進統括官の体制について必要な整備を図るものとする。

② 政府横断的なE B P M推進機能

E B P M推進統括官等から構成され、政府横断的なE B P M推進機能を担うE B P M推進委員会（仮称。以下同じ。）を官民データ活用推進戦略会議の下に置く。

E B P M推進委員会は、以下に取り組む。

- ・ 各府省のE B P M推進統括官が行うE B P Mの取組の政府横断的な推進
- ・ E B P Mに係る重点推進分野の政府横断的な決定
- ・ 統計等データに対する政府内外からのニーズ・要望への対応について、府省をまたがる事案や、E B P M推進統括官では対応が困難な事案への対応
- ・ 各府省の行うE B P Mを担う人材の確保・育成等に係る政府横断的な取組
- ・ E B P M推進統括官の取組に対するモニタリング、指導
- ・ 統計等データの利活用を推進するに当たっての統計委員会との密接な連携

なお、E B P M推進委員会の活動については、有識者がチェッ

ク、指導、助言を行うものとする。

(3) 政策、施策、事務事業の各段階における取組

政策、施策、事務事業の各段階においてE B P Mを推進し、政策の評価を、政策改善と次なる政策立案につなげていく。このため、焦点を絞り、当面、本年度から順次、以下の取組によりE B P Mの実践を進める。その際、E B P M推進統括官は、これらの取組に係るE B P Mサイクルが円滑に実行されるよう指導等を行うものとする。

(ア) 経済・財政再生計画の点検・評価における取組

内閣府は関係府省と連携し、「経済・財政再生計画」(平成27年6月30日閣議決定)に盛り込まれた歳出改革等について、経済・財政一体改革推進委員会を中心に、政策効果が大きいと考えられる主要政策を対象として効果分析を深掘りするなど、制度・政策効果分析等の歳出改革のミクロ分析等を進める。こうした取組の中で、必要な統計等データや分析手法等の検討・開発を進め、各府省の政策におけるエビデンスの利活用を促す。

(イ) 政策評価における取組

総務省は、統計等データ利活用の推進及び統計等データの評価書等への明記を、政策評価各府省連絡会議等を通じて改めて徹底する。また、統計等データの利活用状況、分析の妥当性等について、各府省から提出された評価書をチェックするとともに、必要に応じ、具体的改善策を提示する。加えて、E B P Mのリーディングケースの提示を目指し、総務省、関係府省及び学識経験者による政策効果の把握・分析手法の実証的

共同研究を行う。

(ウ) 行政事業レビューにおける取組

各府省が作成する行政事業レビューシートに成果目標の根拠として用いた統計等データを明記するとともに、成果目標の比較検証性を高めるための取組を実施することにより、レビューシートによるエビデンスの明確化を図る。また、行政改革推進会議の下で行われる「秋のレビュー」において具体的事例を取り上げて、E B P Mの取組について、外部有識者による試行的検証を実施する。

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

(1) GDP統計の体系的整備の全体像

GDP統計は、5年ごとに経済構造を詳細に反映して推計する基準年推計、基準年の経済構造を基に推計する年次推計及び年次推計を基に推計する四半期推計から構成される。基礎統計や推計手法等の推計基盤の改善・充実を通じて、加工統計であるGDPの各推計の精度向上が図られる。

統計改革の基本方針においては、より正確な景気判断という観点から、主に四半期推計（一部年次推計も含まれる）に係る経済統計改善の取組方針が示された。本会議で主に議論した基準年推計・年次推計の改善は、経済構造やその変化をよりの確に把握するものであり、それらを土台として行う四半期推計を改善するものでもある。

基準年推計の改善に当たっては、GDP統計の基盤となる産業連関表の供給・使用表⁴(SUT)体系への移行が重要である。

⁴ 供給表は、各生産物がどの産業により生産されたか等をマトリックスで記述する表であ

SUTという統一的な体系の下で、経済センサスから投入調査にわたる基礎統計の拡充・改善等を図り、これまでの従来型の産業関連表経由の間接的な推計ではなく直接的にGDPを推計することにより、精度向上が実現される。

年次推計については、基準年推計の精度向上に加え、サービス関連統計の統合・拡充、商業統計の年次化等によるビジネスサーベイ（仮称。以下同じ。）⁵の創設により、年次SUTの改善及び年次GDP推計の精度向上が図られ、基準年推計とともに産業別付加価値のより正確な把握が可能となる。

四半期別GDP速報（QE）についても、年次推計の精度向上とともに、家計統計や法人企業統計等の基礎統計の改善・充実や加工・推計手法の改善により、個人消費、設備・在庫投資等各支出項目の推計精度向上を進めていく。

さらに、経済実態のより正確な捕捉を図るため、国際基準策定を目指す国際的議論に積極的に参画しつつ、知的財産投資やシェアリングエコノミーを含む新分野をGDPへ取り込む検討を進める。また、物価変動の影響を除くための品質変化を考慮したデフレーターに係る基礎統計の充実は、実質GDPの精度向上や生産性分析の精緻化につながると期待される。

（2）より正確な景気判断に資する基礎統計改善、GDP統計の加工・推計手法改善に向けた取組

統計改革の基本方針（別紙Ⅰ、Ⅱ等）に基づき、統計委員会における検討を踏まえ、総務省、内閣府、その他関連統計作成府省

る。一方、使用表は、各生産物がどの産業の生産のために原材料として投入（使用）されたか、またどの最終需要（家計消費等）に回ったか等をマトリックスで記述する表である。

⁵ 統合・拡充したサービス産業関連統計、年次化した商業統計、工業統計等により構成される、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み

等は、GDP統計の基礎統計や加工・推計手法の改善に本年度から取り組む。各年次における中心的な取組事項又は達成事項は以下のとおり。

(2017年度)

- ・ QEの家計消費、設備投資推計における需要側統計と供給側統計の新たな加工・推計手法の開発（2017年7-9月期2次QE以降の推計に反映。その後も基礎統計の改善を踏まえ不断に見直しの検討）
- ・ QEの家計消費推計に使用される家計調査におけるオンライン家計簿等ICT（情報通信技術）の積極活用（2018年1月から実施、2019年6月からオンライン調査の全面導入。基礎統計が改善され次第、QE推計に反映） 等

(2018～19年度)

- ・ QEの設備投資推計に使用される法人企業統計の一部早期化に向けた試験調査・検証（2019年度から試験調査を実施し、検証を行った上で、2022年度までのできるだけ早い時期に改善に向けた方針を検討し、結論）
- ・ 年次推計におけるサービス分野のより精緻な推計に資するサービス関連統計の統合・拡充、商業統計の年次化（2019年度より実施の上、2021年度以降、GDP年次推計に反映）
- ・ デフレーター推計の精緻化に資する企業向けサービス価格指数における卸売サービス価格等の捕捉（2019年度に基礎統計が改善され次第、GDP統計のデフレーター推計に反映）
- ・ 新たな四半期別速報値（参考系列）としての家計可処分所得・貯蓄の開発・公表（2018年度中） 等

(2020年度（国民経済計算（SNA）の次回基準改定）)

- ・ 建築物リフォーム・リニューアル投資のGDP統計への的確

な反映（2020年度における実施に向け、反映に際しての手法や影響、課題を2018年度中に検討）

- ・ 娯楽作品の原本（映画等）への投資のGDP統計への新たな反映等

（3）生産面を中心に見直したGDP統計への整備

① SUT体系移行の主な意義

SUT体系において、生産側GDP（産業別付加価値）や支出側GDP（最終需要項目）について、これまで産業連関表を經由して推計していたGDPを直接推計することが可能となり、経済構造の実態がより正確に反映される。SUT体系への移行により、使用するデータが企業側の報告しやすい事業所ベース等の情報となるため、原材料等の投入構造等についてより少ない仮定の下で推計が可能となり、推計精度の向上が期待される。

SUT体系では基礎統計とGDP統計の対応関係がより明確化して基礎統計の体系的整備のための改善点の整理が可能となり、今般のSUT体系移行を契機に各種年次基礎統計が整備される。それが年次SUTの改善を通じて年次推計やQEのより早い時点からの精度向上につながり、基準年次の基礎統計やSUTの整備と相まって、GDPのよりの確な把握が可能となる。

G7諸国は日本を除き、産業連関表の推計にSUT体系を既に導入しており、日本においても、基礎統計の拡充・改善等を図りつつSUT体系への移行を推進することは、国際的潮流に合致する。

② SUT体系に移行するための基盤整備

関係府省は、サービス分野を含め経済・産業構造の現状を的確に把握するため、以下に掲げる取組を本年度から③のスケジュ

ールに沿って順次進める。

- ・ 総務省は、来年度までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する。また、2023年度までに、財分野についても上記基準を指向した生産物分類の見直しを行うとともに、生産技術の類似性による基準に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた産業分類の見直しを行う。
- ・ 総務省は、基礎統計の拡充・改善のスケジュールに合わせ、SUTなどの各種統計作成の基盤となるビジネスレジスター⁶について、精度向上の観点から、国税庁法人番号公表サイトの利用と併せ、法人番号の通知状況等といった行政記録情報を活用し、効率的にカバレッジの拡大を図るとともに、ローリング調査⁷や（独）統計センターにおけるプロファイリング⁸の実施など、法制面を含め着実な整備を図る。
- ・ 2020年を対象年次とする調査において、総務省及び経済産業省は、副業の生産構造を正確に把握するよう経済センサスの改善を図るとともに、投入調査実施府省は、財・サービスの生産における投入構造をより正確に把握するような標本設計を行うなど投入調査の改善を図る。また、2025年を対象年次とする調査においては、投入調査を経済センサスの一環として実施する。
- ・ 総務省及び経済産業省は、営業費用等の把握という観点を含

⁶ 全国の事業所・企業に係るデータを収録したデータベースであり、統計調査のための名簿情報のほか、経済センサス等の調査結果や各種行政記録情報からのデータを収録したものの

⁷ 統計調査員が複数年度にわたって全国の事業所の開業・廃業状況等について、順次調査すること

⁸ 主要な企業グループ等における本所・支所等の企業構造や売上高、従業員数などの企業活動状況について、専任の担当者が定期的に把握すること

め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計を 2019 年度から統合するとともに、商業統計を 2019 年度から年次調査化し、工業統計等の既存年次統計を含め、G D P 統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを 2019 年度に創設する。

- ・ 関連統計作成府省は、これらの取組により、統計のカバレッジの拡大を図る。
- ・ 産業連関表作成府省庁、内閣府は、③のスケジュールに合わせて、財・サービスごとに供給側と使用側のバランスを図るための調整手法（バランスング手法）の検討・開発を行い、精度の高い S U T を作成する。

これらを統一的に推進するため、総務省・内閣府が中心となって分類、基礎統計及び加工統計（産業連関表・G D P 統計等）の関係府省等から構成される S U T 体系移行推進チーム（仮称）を速やかに設置する。統計委員会は、司令塔として、S U T 体系移行に係る整備方針の策定、全体調整、予算・要員の概括的な要求方針の策定などを主導する。同チームにおいては、こうした統計委員会の審議を踏まえつつ、関係府省等が協力して、上記の取組に加えて建設・不動産、医療・介護、教育分野等の統計整備に資する専門的知見や行政記録情報等の活用にも十分に配慮しながら、S U T 体系への移行を実行する。その進捗状況について、統計委員会において定期的に、また、必要に応じ随時チェックし、必要な見直しなど統計整備を更に促進する。

③ S U T 体系への移行に向けたスケジュールとリソースの確保

内閣府は、2021 年度に年次 S U T の改善を図る。産業連関表作成府省庁は、2020 年を対象年次とする産業連関表（2024 年度

公表予定)でサービス分野についてSUT体系による作成等を進め、内閣府は、2025年度に予定される国民経済計算(SNA)の基準改定で、副業の生産構造や投入構造の把握改善による年次SUTの刷新に取り組む。

産業連関表作成府省庁は、2025年を対象年次とする産業連関表(2029年度公表予定)からSUT体系に移行し、内閣府は、2030年度に予定されるSNAの基準改定において、全産業の直接推計による年次SUTの構築に取り組む。

SUT体系への移行は、分類・基礎統計・加工統計という多方面かつ研究・開発・調査推計等の多段階にわたるプロセスであり、2030年頃までの長期間を要する。こうした中長期にわたる継続的なプロセスを確実に実施するために必要なリソースを計画的に確保する。特に人材面では、官のみならず、民間や大学からの要員の確保も図る。

3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進

(1) 各種データを用いた統計的分析の推進

① 各種データの利活用推進のための統計関係法制の見直し

ICTの発展に伴うデータ処理・分析能力の高度化や、客観的な証拠に基づく政策立案・学術研究の必要性の高まりなどに対応し、統計及び統計マイクロデータの更なる利活用とともに、新たに行政記録情報や地方自治体・民間が保有する各種データの積極的な利活用も統計システムに組み込んで、統計等データを始めとする各種データを有機的・効果的に利活用した統計的分析などを積極的に促進する。このため、現行の統計関係法制について、総合的に見直しを行い、次期通常国会に必要な法案を提出する。

② 各府省の保有する統計等データの提供等のための仕組み

(ア) 統計等データの提供等の判断のためのガイドラインの策定

統計等データの利活用促進のためには、個別の府省が、これまでに提供してこなかった統計等データの提供要請を受けた場合等であっても、当該府省が適切な判断を速やかに行うことができるようにする必要がある。このため、EBPM推進委員会が、統計委員会の意見を聴取しつつ、本年度内を目途に、統計等データの性質、利用目的、ユーザーやその分析能力、利用環境（セキュリティ環境等を含む。）等の類型に応じ、各府省が統計等データの提供等の判断を行うに当たっての基本的なガイドラインを定める。

統計等データを始めとする各種データは、EBPMを支える基盤であり、国民の合理的意思決定の基盤でもある。特に、二次的な利活用は、調査実施者やデータ保有者等が想定していなかったニーズへの対応を可能とするほか、既存データの有効活用にもつながる。その一方、個人・法人等の情報の確実な保護や、調査の際の報告者や行政記録情報の提供者（届出者等）の信頼の確保と今後の協力の維持等の観点にも配慮する必要がある。

このため、本ガイドラインは、統計等データの利活用の必要性を明示するとともに、利活用と保護の両立を図り、政府としての統一的・整合的な対応を確保するものとする必要がある。

また、ガイドラインの内容を定める際には、以下の考え方を基本的な方向性とする。

- ・ 官民データ活用推進基本法の基本理念に沿った対応を行うこと（個別法の保護規定も、当該基本理念を踏まえた運用を行うこと）

- ・ 秘匿性の高い統計等データであっても、その一部でも提供できないか、匿名化して提供できないか、匿名化が困難な場合についてオーダーメイド集計やオンサイト施設⁹での利用ができないか等、総合的かつ前向きな検討を行うこと
- ・ 政策形成目的で各府省及び地方自治体の職員が統計等データを利活用する場合は、柔軟に提供することとし、その際のセキュリティ確保等の状況を踏まえ、研究者による研究目的、さらにそれ以外の目的への利活用拡大を検討すること
- ・ 電子化されていないデータについては、オンラインによる報告・提出の導入を推進するとともに、これまで紙等で蓄積されたものについては、必要なリソースを確保し、ニーズの高いものから電子化を行い、法人関係のデータについては、法人番号の付番を推進すること
- ・ 提供を行わないこととした場合には、その理由を明示するなど透明性を確保すること

また、ガイドラインの実際の運用に当たっては、各府省による統計等データの提供等が円滑に行われるよう、E B P M推進委員会において必要な調整を行う。

(イ) 統計等データの提供に要する費用等の検討

E B P M推進委員会は、統計委員会の意見を聴取しつつ、ガイドラインの検討と並行して、統計等データの提供に要する費用やその表示・徴収等の在り方について、利活用促進の基本姿勢に立って、受益と負担の原則、公共への裨益の見通し、利用目的やユーザーの類型、提供するデータの加工に要する固定費用・追加

⁹ データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システムなど、高度な情報安全性を備えることにより、その場所限りで機密性の高いデータの利活用を可能とする施設

費用等の状況等を踏まえつつ検討を行い、結論を得る。その際、提供コストの削減の観点から、ユーザー等によってクレンジングされたデータ等を共有する仕組みの構築についても検討する。

③ 地方自治体・民間が保有するデータの利活用のための仕組み

(ア) 各府省による提供の要請と統計委員会によるあっせん等

地方自治体や民間（公的性格を有する法人を含む。）が保有する各種データを用いることが、EBPMの推進や正確で効率的な統計の作成、被調査者の負担軽減に寄与すると認められる場合には、各府省においてそれらのデータを利活用できるようにすることが有用である。このため、総務省は、3（1）①の統計関係法制の見直しと併せて、以下のような必要な制度・運用ルールを整備について検討する。

- ・ 各府省がデータ保有者に対し、その提供を要請するとともに、提供を受けたデータを保護する仕組み
- ・ 各府省の求めに応じ、統計委員会が、当該データに係る要請者、保有者その他の関係者の意見を聴いて検討し、要請者及び保有者に必要なあっせん等を行う仕組み

(イ) 利活用上の問題を集中的に解決するパイロット的な枠組等

各府省と地方自治体・民間の間における各種データの相互利活用については、現時点では一般的なルールはない。また、その推進は、個々に法令上の制約がある場合があること、偏りやノイズの程度等個々のデータの性質の違いが大きいこと、利活用のための研究主体やデータ形式の標準化・統一化の推進主体が確立していないこと等から、利活用を全般的に推進するだけでは十分ではない。

このため、ニーズが高いにもかかわらず、法制面・技術面等の課題により、利活用に至っていない各種データについて、優先度が高いものから、専門技術面も含めた関係者間の検討をオープンな形で個別的・集中的に行い、対応事例を積み重ねていくこととする。

具体的には、統計委員会が、EBPM推進委員会、各府省、地方自治体、民間等からの提案（(ア)に掲げる取組の結果、調整がつかなかったものを含む。）に基づき、利活用上の課題のある各種データの利活用について、専門技術を有する委員等及び関係者による協議会を設け、必要に応じて統計研究研修所やICTの専門家等の協力も得つつ、集中的に課題に対応するパイロット的な枠組を設けることとし、その具体的な内容について、年内を目途に結論を得るとともに、必要な制度・運用ルールの整備を行う。

併せて、ニーズに応じて民間データを政府統計の分類コードに基づき変換し、それを民間等に還元する仕組みも検討する。

(ウ) 地方自治体・民間が保有するデータへのアクセス・保護・利活用の在り方全般についての検討

総務省は、(ア)及び(イ)に掲げる取組の状況を踏まえつつ、地方自治体・民間が保有する各種データへのアクセス・保護・利活用の在り方全般について、地方自治体・民間が保有する各種データの性質等の違いも考慮しつつ、制度・運用面から検討する。

(2) 社会全体における統計等データの利活用の促進

① 統計等データの整備等にユーザーのニーズを反映する仕組み

これまで各府省の個々の取組が中心であったユーザーのニーズの把握と、それらのニーズの、統計整備、統計等データの利活

用やその際の手続の簡素化等への反映を促進し、さらにこれらを各省横断的・継続的に行っていくこととする。このため、本年2月から4月にかけて総務省及び内閣官房が試行的に実施した「統計ユーザーのニーズに関する調査」の実施状況も踏まえつつ、本年度から、EBPM推進委員会において、提案募集と対応案の公表、対応状況のフォローアップ等を開始することとし、統計委員会はこれに協力するものとする。

各府省は、統計調査の設計に当たっては、府省内外の政策部門やユーザーの意見を求めることなどにより、ユーザーのニーズを反映することとし、統計委員会及び総務省は、統計調査の承認手続の機会も活用し、毎年、その状況のフォローアップを行う。

② 統計等データの利活用の基盤の整備

統計等データのインベントリ（目録）や安全な利活用体制、個別統計相互間の比較と統合型活用を可能とする関連情報の提供を含めた利活用に適した形での統計等データの管理・提供、ユーザーのデータ・リテラシーの向上など、各種基盤の整備を推進する。

このため、総務省は、以下の取組を行うこととし、その具体的な内容等について検討し、年内に結論を得る。

EBPM推進統括官は、これらの取組も活用しながら統計等データの提供を推進するとともに、EBPM推進委員会が必要に応じ意見提示等を行う。

- ・ e - S t a t（政府統計の総合窓口）について、統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報に関する項目検索機能を追加するなど抜本的な機能強化、e - S t a tに掲載されていない業務統計の掲載の促進を行うとともに、各府

省における掲載事務を軽減

- ・ 現在、官学連携により整備を進めている統計調査の調査票情報の利活用のためのオンサイト施設について、統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報も当該施設で利活用を可能とすることや、当該施設における利用を法的に位置付けることについて検討し、その整備を推進
- ・ 一般の人が利用できる匿名データについて、必要な法制面、技術面から検討し、提供を開始。その際、提供の早期化、手続の簡素化も検討
- ・ 統計的利活用に即した形での行政記録情報の標準化・電子化を進めるとともに、そのような取組の効率化、専門技術による支援、情報保護等の観点から、各府省から委託を受け(独)統計センターが集中的に行う仕組みを整備
- ・ ユーザーのニーズをも踏まえた統計マイクロデータ等の管理等の在り方(地方統計機構等による管理を含む。)の指導
- ・ 各府省統計間で異なっている地域区分について、比較・再集計可能性を、ユーザーニーズを踏まえつつ、着実に向上
- ・ 国・地方の職員一般のデータ・リテラシーの確保と、その段階的な技能向上を図るため、受講しやすく効果的な形式の研究を開発するなど統計研修の充実・強化等を実施
- ・ 社会全体におけるデータ・リテラシー向上を図るため、大学における統計教育との連携・協力を実施

③ 統計等データに関する所在案内、要望への対応等

統計等データの所在案内、民間を含む府省内外からの統計等データの問合せ・要望への府省としての対応やこれに関する府省間の調整については、EBPM推進統括官の総括の下で行うこととし、所在案内等に係る必要な体制を整備する。(1 (2)

①参照)。

④ 統計等データの利活用促進のための取組の継続

上記の取組のほか、統計等データの利活用を促進するため、各府省は、報告者の実務上の課題や回答負担の軽減に留意しつつ、以下のような取組を行うこととし、統計棚卸し(4(2)②参照)を通じてこれらの取組を継続するとともに徹底する。

- ・ 統計等データの検索の利便性の向上
- ・ 機械判読可能な形でのデータ提供、多くのユーザーが加工・作成すると見込まれる統計表の提供等によるユーザーによる加工コストの引き下げ
- ・ 統計表の迅速な公表
- ・ データ提供の迅速化、API機能¹⁰によりユーザーがデータを自動で取得できる環境の構築

また、前述の「統計ユーザーのニーズに関する調査」及び本年2月から4月にかけて総務省及び内閣官房が試行的に実施した書面調査を中心とする「政府統計の棚卸し」の結果に関連し、各府省は別紙に掲げる取組を行う。

4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

(1) 報告者負担の軽減

① 統計調査に報告者の声を反映する仕組み等

これまで各府省で個々に行われてきている、統計調査に対す

¹⁰ Application Programming Interface の略。各府省が機械判読可能な形式で整備したデータを、ユーザーが、外部のプログラムから呼び出して自動で取得し、簡易に利用できるようにする機能のこと。

る報告者の声の把握や、それらの声の統計調査への反映を促進し、さらにこれらを各省横断的・継続的に行うこととする。このため、本年2月から4月にかけて総務省及び内閣官房が試行的に実施した、企業等に対する「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」の実施状況も踏まえつつ、本年度から統計委員会において、報告者の声の募集と対応案の公表、対応状況のフォローアップ等を開始する。その際、各府省が行っている各種調査・アンケート等に対する報告者の負担の声の把握等も併せて行う。なお、これらの取組に当たっては、3(2)①のユーザーのニーズの把握等とも関連することから、EBPM推進委員会と連携する。

統計調査の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減を図ることとし、統計委員会が、毎年、その状況のフォローアップを行う。

② 統計調査の負担軽減のための新たな仕組み等

統計調査に対する報告者の負担を軽減するため、報告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を、統計の作成等に転用することを可能とする仕組みや、詳細な調査に代えて企業内の既存データの提供を求めたりすることを可能とする仕組みについて、各府省における先進事例の運用状況を踏まえるとともに、統計委員会において報告者・作成者の双方の見解を把握しつつ具体的に検討し、来年度中に試行する。

さらに、報告者の負担感の軽減のため、調査に当たって分かりやすい説明ができるよう、統計調査員等の能力向上を図るための具体的方策について検討を行い、来年度から実施する。

③ 統計調査に対する報告者の公平感の確保等

統計調査に対して協力する報告者の公平感を確保するとともに、統計調査の結果精度を確保するため、基幹統計調査の実施に際し、企業等からの報告がなかなか得られない場合の対応として、総務省が中心となって、統計法第15条に基づく資料提出要求や立入検査を積極的に行っていくこととし、以下の事項等について、年内を目途に結論を得る。

- ・ 立入検査が必要な事例の洗い出し（例：企業グループの継続的・組織的未報告など）
- ・ 具体的な実施手順等（例：企業等への事前周知、立入検査情報の公表、リソースの確保等）

資料提出要求や立入検査を積極的に行うに当たっては、併せて、報告負担の大きい大企業等に対するプロファイリング活動（2（3）②参照）を通じた支援を強化するとともに、本章に定めるような負担軽減方策を推進することとする。

なお、世帯を対象とする調査において報告がなかなか得られないケースへの対応としては、当面、罰則規定の周知徹底やマンション管理団体等との連携を推進するとともに、上記の立入検査の効果も踏まえつつ、総務省において必要な方策を検討する。

④ 統計調査等に関する類似調査の事前確認、負担の声への対応

各府省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの有無や所在を、自府省のEBPM推進統括官に確認する。また、総務省は、各府省が統計調査を行う際に行っている審査において、当該府省のEBPM推進統括官とも連携し、上記の確認の結果も活用

することにより、審査を簡素化・迅速化する。

その際、総務省は、統計調査に対する報告者が地方自治体、独立行政法人等や民間による各種調査との間の重複等も負担と感じていることに留意し、このような重複等の取扱いを各府省任せとすることなく、統計委員会とも連携して、各府省、地方自治体、独立行政法人等や民間との間の議論や調整を促進する。

統計調査や各種調査・アンケート等に対する報告者の負担の声の受付、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等については、E B P M推進統括官の総括の下で行うこととし、必要な体制を整備する。

⑤ 報告者負担の軽減のための取組の継続

上記の取組のほか、報告者の負担を軽減するため、各府省は、以下のような取組を行うこととし、統計棚卸し(4(2)②参照)を通じてこれらの取組を継続するとともに徹底する。

- ・ ニーズの低下した統計調査や他の情報で代替可能な統計調査の廃止
- ・ 統計調査及び調査事項の重複が合理的範囲を超えているものの排除
- ・ 調査事項の限定
- ・ 公開情報や行政記録情報（オンライン化の進展により利用可能となったものを含む。）の活用による調査事項の縮減や代替
- ・ 経済統計調査の集約¹¹
- ・ オンライン調査の導入早期化及び利用率向上等

¹¹ 例えばビジネスレジスターへの格納データ充実やその共通基盤としての活用、大規模なグループ企業におけるプロファイリングによる共通的な情報の収集等が挙げられる。

また、前述の「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」及び「政府統計の棚卸し」の結果に関連し、各府省は別紙に掲げる取組を行う。

(2) 統計業務の見直し・業務効率化及び各種統計の改善

① 効率化の徹底による統計に関する官民のコストの引下げ

今般の改革における各種の政府統計の抜本的な見直し・整備は、その基礎となる統計調査の実施、統計の作成・提供等の業務やその手法・プロセスを見直す機会でもあり、この機を逃すことなく、その抜本的な効率化を図ることが適当である。このため、各府省は、統計改革の基本方針（別紙Ⅳの4）に掲げる統計分野の業務効率化と併せて以下のような取組を行うこととし、統計棚卸し（4（2）②参照）を通じてこれらの取組を継続するとともに徹底する。

また、各府省は、中長期にわたる政府統計の見直し・整備を行うに当たって、当面、このような統計業務の効率化の取組と併せて、報告者負担の軽減（4（1）⑤参照）、統計等データの利活用の促進（3（2）④参照）の取組を一体的・重点的に行い、報告者、調査実施者、統計作成者、ユーザーにわたる統計に関する官民のコストを3年間で2割削減する。

その際、統計委員会及び総務省は、各府省における取組について、EBPM等に支障を与えかねない安易な調査の廃止や調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視しつつ、実施状況を毎年フォローアップし、業務効率化の徹底を推進する。¹²

¹² 「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）では、企業等の「調査・統計に対する協力」に係る行政

- ・ 社会情勢の変化により官民のニーズが著しく低下した統計調査や行政記録情報で代替可能となった統計調査の廃止
- ・ 統計調査及び調査事項の重複の一層の排除
- ・ 各方面のユーザーのニーズ（中長期的なニーズを含む。）を踏まえた必要不可欠なものへの調査事項の限定
- ・ 公開情報や行政記録情報の活用による調査事項の縮減や代替
- ・ ビジネスレジスターやプロファイリングを活用した経済統計調査の集約
- ・ オンライン調査の導入早期化及び利用率向上と、これを促進するための調査システムの利便性の向上、スマホ・タブレットへの対応等の推進
- ・ 郵送調査、オンライン調査、ICT、行政記録情報等の活用による調査員調査の範囲の見直し
- ・ 業務の電子化、効率化等による統計表の迅速な公表
- ・ 業務・システムの見直し等によるデータ提供の迅速化、API機能によりユーザーがデータを自動で取得できる環境の構築

また、前述の「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」、「統計ユーザーのニーズに関する調査」及び「政府統計の棚卸し」の結果に関連し、各府省は別紙に掲げる取組を行う。

② 統計棚卸し（統計版BPR）の実施

現在、総務省による統計調査の承認審査は、各府省が統計調査

手続コストは、3年間で2割削減することを目標とし、その削減対象は、『時間（事業者の作業時間）』とする。」とされている。

を行う際に事前に行っているが、利活用の状況等を踏まえた見直しや業務効率化・ICT化の推進、問題事案の発生防止等のため、事前の審査を簡素化・迅速化し、事後のモニタリングに重点を移す。このため、各府省の統計調査について統計精度の観点から見直すPDCAスキーム¹³の取組と合わせて、統計棚卸し（統計版BPR）を実施することとする。

具体的には、統計委員会に統計専門家、ユーザー、報告者、業務コンサルタント等からなる統計棚卸チーム（仮称。以下同じ。）を設置し、既存の統計全般について、具体的な棚卸計画、棚卸対象、棚卸事項等を定めて定期的な棚卸しを行い、モニタリングと継続的な改善を実施すること等により、統計の利活用の促進、報告者負担の軽減、業務効率化等を徹底することとする。

このため、統計委員会及び総務省は、その具体的な手法・棚卸しサイクル等について、民間部門の業務改革で活用されているBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）手法の活用を含め、前述の「政府統計の棚卸し」の実施状況も踏まえつつ早急に検討し、年内を目途に結論を得るとともに、来年度から実施する。

また、各府省内においては、利活用の状況や寄せられるニーズ等を踏まえつつ、統計の状況を不断に把握することとし、EBPM推進統括官がこれを総括する。

③ 「評価チーム」による統計の有用性・信頼性の向上

個別統計について、正確性やユーザーのニーズへの適合性、公表の適時性、統計データの解釈可能性などの品質を確保し、その

¹³ 個別の政府統計について、総務省・統計委員会が中心となって、毎年計画を定めて精度に関する検査を行い、その結果を踏まえて課題解決に向けた方針を作成し、それに基づく各府省の取組の結果をフォローアップすることで、統計精度を継続的に改善していく仕組み。

有用性・信頼性の向上に資するため、統計委員会の通常取組とは独立して個別統計の品質の評価を行う評価チーム（仮称。以下同じ。）を、統計委員会の必置機関として設置する。

評価チームは、個別統計の品質の評価を、諮問を受けることなく、自らの把握した情報等に基づき、自ら課題を設定して調査審議を行い、評価結果を統計委員会・各府省に報告する。このため、評価チームは、ユーザーのニーズ、調査環境の実情、現場の課題等を積極的に把握することとする。

また、評価チームによる評価結果及びそれを受けた統計委員会・各府省における対応と考え方については、それぞれ公表する。

さらに、評価チームについては、評価組織にふさわしい自律性・中立性を確保することとし、そのための組織・運営の基本的考え方は以下のとおりとする。

- ・ 評価チームは、統計委員会を通じることなく、評価結果を述べるができるようにすること
- ・ 評価チームによる評価の際に委員等の意見の一致をみななかった場合、評価結果報告書には、その旨を明記すること
- ・ 評価チームの委員等のうち、統計委員会内の他部会等に属する委員等は、その半数を超えないものとする
- ・ その際、評価チームと統計委員会の他部会等を兼ねる委員等は、同一の統計について双方で議決権を行使することのないよう、当該他部会等で自ら関与した統計については、評価チームでは、議決権を行使しないものとする
- ・ 評価チームの委員等のうち、統計委員会内の他部会等に属しない委員等も、形式的には統計委員会（本委員会）の委員等であることから、同一の統計について双方で議決権を行使することのないよう、統計委員会（本委員会）では議決権を行

使しないものとする

④ 基礎統計全般の改善サイクルの確立

2. に掲げる基礎統計の改善と合わせ、基礎統計全般について、本年中に行う「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「公的統計基本計画」という。）の見直しの中で、その改善の検討を徹底する。

また、その後も基礎統計全般の更なる改善を継続するため、統計委員会に以下のような改善のサイクルを確立する。

(ア) 統計棚卸し等を通じた基礎統計の改善

- ・ 統計委員会は、統計棚卸しチームの活動や、統計委員会において強化される情報収集機能、研究機能、要望把握機能（4（4）④参照）の活動を通じた各府省の基礎統計の問題点の把握を踏まえ、当該基礎統計を担当する部会等における専門的な調査審議を求める。
- ・ 当該部会等では、対応策等について専門家による調査審議を行い、その結果に基づき、統計委員会が各府省に対して必要な意見・勧告（4（4）④参照）等を行う。
- ・ 各府省の基礎統計について評価チームから問題提起があった場合も、これを踏まえて部会等で同様の調査審議等を行うこととし、その結果は、評価チームにフィードバックする。

(イ) E B P M推進委員会との連携による基礎統計の改善

- ・ 統計委員会は、各府省のE B P M推進統括官からの検討要請（特定の基礎統計について各府省の政策部門・統計部門から寄せられた改善要望を踏まえた要請）や、E B P M推進委員会からの検討要請（サービス統計全般など、府省をまたがる

基礎統計の改善に係る要請)があった場合には、要請に係る基礎統計を担当する部会等において専門的な調査審議を行う。

- ・ 統計委員会は、当該部会等における調査審議の結果に基づいて、各府省に対して必要な意見・勧告等を行うとともに、その結果を、要請のあったE B P M推進統括官、E B P M推進委員会に対してフィードバックする。

⑤ 民間委託された統計調査の品質確保・向上

民間委託された統計調査の品質確保・向上のため、事業者に関する資格制度の活用や、入札方法の工夫、確保すべき統計の品質目標の達成の徹底等を推進する。

このため、総務省は、各府省における総合評価落札方式や複数年契約の実情や効果、入札における認証制度等の取扱い、民間委託への切替えが成功した事例や失敗した事例、各府省における進捗管理や仕様書に係る効果的な取組等を早急に把握して統計委員会に報告するとともに、把握した結果を、新たな公的統計基本計画の検討において活用し、反映する。

(3) 統計行政体制の見直し

① 各府省の統計機構の一体性の確保

各府省が所管行政に関連する統計の作成等を担う現行の分散型統計機構については、府省内で各原局、原課に作成体制が分散していることと相まって、統一的な考え方に基づく統計の企画立案や、異なる統計間の相互比較可能性の向上のための取組の不徹底といった縦割りの弊害が指摘されており、リソースの有効活用の観点からも問題視されている。また、このような各府省の統計機構の一体性の確保は、今般の統計改革の円滑な推進や、

サービス統計を含む今後の基礎統計の更なる改善の観点からも、速やかに対処すべき重要な課題となっている。

このため、以下の方針に沿って、統計委員会の調整機能を抜本的に強化するとともに、各府省の統計部門を統計委員会の下で系統化することにより、分散型統計機構の弊害や問題の克服と各府省の統計機構の一体性の確保を進めることとし、総務省は、必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

- ・ 統計委員会は、関係行政機関の調整が必要と判断した場合には、諮問を受けることなく、自ら調査審議を始め、関係行政機関に建議を行うとともに、必要な場合には勧告を行う。

その際、統計委員会は、報告者や地方統計機構から関係府省の調整を求められている案件など、府省間の調整が必要な重要事項や困難事項を積極的に審議対象とするとともに、毎年、各府省間の予算、人材等の資源配分の方針（人事交流の方針を含む。）の審議を行い、各府省に適時に建議、勧告等を行う。

- ・ 統計委員会を補佐する機関として、統計幹事（仮称。以下同じ。）及び総括統計幹事（仮称。以下同じ。）を設置する。

統計幹事は、特定の府省内の全ての統計部門を総括するとともに、統計委員会に協力して、当該府省と統計委員会との間の調整・連絡を行う。また、統計幹事は、委員会の求めがあれば、統計委員会に出席しなければならない。

総括統計幹事は、各府省を各々担当する統計幹事を総括するとともに、統計委員会に協力して、各府省と統計委員会との間の高度な調整・連絡を行う。また、総括統計幹事は、政府の統計の事務責任者として統計委員会に常時出席するとともに、統計委員会の事務局機能を総括する。

② 地方統計機構の活性化

(ア) 国の委託する統計調査事務等の手法の見直し・高度化

国が都道府県の統計主管課などの地方統計機構に委託する事務等について、地域に応じた手法の見直しや高度化を促進することとし、総務省は、本年度中に、地域ごとの事務等の状況やそれを取り巻く環境を具体的に把握するとともに、来年度から2年間、協力の得られた地方統計機構で見直しや高度化を試行的に行い、これらを踏まえて、2020年度から取組を本格化させる。

このため、総務省は、見直しや高度化のメニューと支援策を含む地方統計機構の将来ビジョンを策定し、これを活用して見直し・高度化プランを提案する地方統計機構に必要な支援を行う。

(イ) 地方別表章や県別表章の充実

総務省は、各府省と連携し、地方統計機構の実情や利活用ニーズ等も踏まえつつ、地域ブロックの標準化、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の支援、推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を進め、結論が得られた取組から順次実施する。

(ウ) 地方統計機構の人材育成・人的支援等

総務省は、地方統計機構の職員を国の統計機構で受け入れてOJTと研修で育成する枠組や、地方統計機構の要請により国の統計機構の職員を派遣する枠組を整備する。

また、統計研究研修所を活用しつつ、オンライン研修の充実、優れた分析の事例や技術等に関する情報の定期的な提供等を推進するとともに、地域の大学等の専門家の活用等の先進事例の横展開を含め、大学等と地方統計機構との連携を強化する。

③ 統計調査員の活性化

総務省は、統計調査員（統計主管課を経由しない統計調査の統計調査員を含む。）に関し、府省連携して以下に取り組む。

（ア）統計調査員の活動環境の改善

- ・ 報告義務の周知を含め、報告者向けの広報を強化する。
- ・ マンション管理団体等と定期的な協議を行い、意見等を把握するほか、調査員業務の委託等を行うなど連携を強化する。
- ・ 教育の場を活用し、統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等の周知を強化する。
- ・ I C Tやコールセンター等により、調査員支援を強化する。
- ・ 地方統計機構の提案等に基づく接触困難な報告者への対応や調査環境改善等を行う体制を整備する（4（3）②参照）。

（イ）統計調査員の確保・育成

- ・ 統計棚卸しを通じて、I C T・行政記録情報の積極的な活用や、プロファイリング活動の導入など企業を対象とした情報収集方法の見直しを進め、統計調査員でなければできない調査業務にそのリソースを集中させる（4（2）②参照）。
- ・ このため、総務省は、時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究を継続的に行う一方、リソース集中の弊害が生じないように、マルチモードの調査（調査員への回答以外に郵送・オンラインによる回答を選択できる調査）における精度等の確保に関する研究を行う。
- ・ 学生の任用等の取組の検証と優れた取組の横展開を行う。
- ・ 統計調査員の実務の状況の研究・分析を行い、その結果も踏まえて、オンライン講座など研修機会を増加・充実させるとともに、優れた統計調査員のノウハウ共有等を推進する。

- ・ 報告者の理解の得られる分かりやすい説明や報告のあった情報の保護の徹底等に関する研修を充実する等により、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。

(4) 統計改革の推進の基盤強化

① 統計改革のためのリソースの確保

今般の統計改革は、前例のない大改革であり、決して後退させずに確実に改革を成し遂げるためには、中長期にわたる継続的な取組とその後の事業を支えるリソースが必要である。このため、既存のリソースの有効活用を図るとともに、E B P M推進体制の構築、G D P統計を軸とした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システム再構築と利活用促進、統計行政体制の見直しなど各般にわたる改革の確実な実施に必要なリソースを計画的に確保する。

② 人材の確保・育成等に関する方針の策定、推進

データに基づく合理的な思考により課題を解決する能力（情報処理技術の発展に伴うデータ処理・分析能力の高度化に伴い世界的に求められている、統計的な計算力にとどまらない行政課題の解決に向けた統計的な思考力など）を身につけ、E B P Mの実践や推進、加工統計を含む統計の作成や提供等に携わる分厚い人材層を総合的に構築し、それらに必要なリソースを確保するため、E B P M推進委員会及び統計委員会は、人材の確保・育成等に関する方針を、本年度内を目途に策定する。

本方針には、幹部職員を含む一般行政職員の情報活用能力・データ分析能力の向上策や、E B P Mを推進する人材の確保・育成等の方策を盛り込むとともに、各府省の統計部門の人材について

ても、新たな公的統計基本計画とも連動する形で、必要なポスト整備、人材の採用・確保・研修、職員のスキルの評定とその結果の活用、人事サイクルや業務経験・年数の計画的付与、人事交流等の育成方策を盛り込む。その際、自己研さんや官学・国際間の交流の機会といった各府省の職員が能力向上に取り組むインセンティブの付与に配慮する。

また、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る府省に各省の職員を派遣し、OJT、研修等を通じて育成する枠組みを整備するとともに、その状況を踏まえつつ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用についても、引き続き検討する。

さらに、SUT体系への移行業務を中心に、国の統計部門に若手研究者等の民間の専門人材を中長期にわたって円滑に確保し、その能力を活用していく必要があることから、統計委員会が、我が国社会全体における研究人材の流動性向上の取組とも連携しつつ、所要の円滑化方策を検討するとともに、当面、以下の取組を行う。

- ・ 国の統計部門における勤務を、研究者のキャリアパスの複線化・重層化のメニューとして大学等の学術研究機関に発信
- ・ 優れたデータ分析環境の構築、国における業務上の成果や研究・分析結果の発信の支援など、国の統計部門に魅力ある勤務環境を整備するとともに、その内容を若手研究者等に発信
- ・ 大学等の学術研究機関の人材育成担当者や国の統計部門で勤務する若手研究者等との定期的な対話等を通じて、国の統計部門の組織・人事運営上の課題を改善

③ 国・地方の統計機構のメリハリのある体制整備

長年にわたり統計の組織・人員がスリム化される一方、統計に対するニーズの高度化・多様化が進む中、国・地方の統計機構においては、新たな課題に取り組む人的リソースの余裕がなく、特定の職員に過度の負担がかかるような状況も生じている。

このような状況を解消するため、以下の取組により、リソースの再配分と最適配置を促進し、新たな課題への対応のインセンティブを強化するメリハリのある体制整備を行う。

- ・ ICT・行政記録情報の利活用を始めとする既存業務の見直しを徹底し、これらに投入する人的リソースを可能な限り合理化
- ・ 調査環境の悪化への対応、E B P Mを支援する統計整備や精度向上、企業会計等の専門知識を要する業務、ユーザーや報告者の声を踏まえた集中的な改善など専門性を持った職員が担うべき業務に、人的リソースをシフト
- ・ また、他府省に横展開すべき良い先例となる新たな取組にチャレンジする機関や、各府省にメリットが及ぶ基盤的な業務を引き受ける機関などには、このような動きを加速するため、必要な人的リソースを確保

④ 統計委員会の機能強化

統計改革の遂行を専門技術・信頼確保の面から支えるとともに、改革を一過性のものとせず、今後の環境変化に統計行政が迅速・的確に対応できるよう、統計委員会の専門性と公正性・中立性を高めるとともに、その自律性・機動性を高める。このため、以下の視点から、統計委員会の機能を強化することとし、関連する他の機能強化と併せて次期通常国会に必要な法案を提出する。

また、統計委員会においては、最終取りまとめにおいて盛り込まれた各種機能を十全に発揮できるような委員会運営を確立する。

- ・ 各府省における統計の継続的改善、ユーザーや報告者の声の反映、業務の見直し等を推進するため、統計委員会が、諮問によらず、自らの判断により課題を設定して審議を行い、建議を行う仕組みやフォローアップ機能を整備するとともに、建議や各種意見の実効性を確保するため、勧告機能を付与
- ・ 統計委員会自らによる課題設定等を支えるため、国際動向等の情報収集機能や研究機能、各方面からの要望把握機能を強化
- ・ 行政記録情報や地方自治体・民間が保有する各種データの統計的利活用について、統計委員会が技術的観点・中立的観点から支援を実施
- ・ 統計委員会に、専門知識を有する委員等や作成者・報告者・ユーザーの声を代表する委員等を確保するとともに、事務局にも、民間企業の会計処理等に精通した者など専門人材を確保

5. 今後の進め方

今般の改革は、E B P Mの推進体制の構築と統計の改善を一体的に進めるとともに、その基盤となる統計システムや統計行政の在り方そのものを見直す大改革である。これを全うするには中長期にわたる不断の改善努力が必要であり、本取りまとめにおける取組は、こうしたプロセスの第一歩として位置付けるべきものである。

本取りまとめをもって、改革は実行段階に移行することになるが、改革を軌道に乗せ、所期の成果を得るには、改革初年度の取組がとりわけ重要である。

E B P Mについては、政府部内の推進体制の構築に向けた取組を

速やかに進めるとともに、政策、施策、事務事業の各段階における実践を順次進めていく。

また、GDP統計を軸とした経済統計の改善については、本会議における検討と並行して、すでに統計委員会における検討が開始されており、その検討結果を踏まえ、関係府省において着実な取組を進める。

改革の基盤としての統計システムの再構築や報告者負担の軽減、統計業務・統計行政体制の見直し等については、改革方策の具体的検討を進め、公的統計基本計画を本年中に見直すとともに、統計関連法制を総合的に見直し、次期通常国会に必要な法案を提出するなど所要の取組を進めていく。

本会議としても、こうした関係各府省、統計委員会、EBPM推進委員会等における今後の推進状況や検討状況を的確にフォローアップし、改革の進展を図っていくこととする。

EBPMと統計の改革を一体的に推進し、改革の実を挙げるためには、政府内の意識改革が必要になるのはもちろんのこと、国民の幅広い理解と協力が欠かせない。本取りまとめを契機として、社会的基盤としての統計の重要性や、統計等をベースにした政策立案の改善などについて、高い関心が寄せられることを期待したい。

別紙 個別統計等における措置等（統計調査の負担感や統計ユーザーのニーズに関する調査等の結果関連）

本年2月から4月にかけて総務省及び内閣官房が行った、企業等に対する「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」、ユーザーに対する「統計ユーザーのニーズに関する調査」及び書面調査を中心とした「政府統計の棚卸し」の結果に関連し、各府省が行うこととしている取組は、下表のとおりである。

また、上記の取組を含め、企業等及びユーザーから寄せられた個別の意見・要望等への対応や対応が困難なものの理由については、総務省において本年夏までに取りまとめて公表するとともに、公的統計基本計画の見直しにおいて活用する。

府省名	統計名等	措置事項	関連項目
内閣府	国民経済計算	○ 統計利用者のニーズの大きい支出側GDP系列について、平成23年基準値の1980年までの簡易遡及の2017年度中の公表を目指す。	3(2)④
総務省	国勢調査	○ 地域メッシュデータの公表について、業務の効率化により早期化。 ○ ファイルのダウンロードを1市町村ごとから複数市町村など一括してできるようにすることを検討。	3(2)④ 4(2)①
	家計調査	○ オンライン家計簿の導入やキャッシュレス化への対応などの改良を進め、平成30年1月から開始。 ○ 産学官連携の研究協議会を早期に立ち上げて、民間企業が保有するビッグデータの活用について実用化に向けた具体的な検討。	3(2)④ 4(2)①

府省名	統計名等	措置事項	関連項目
総務省 (続き)	消費者物価指数	○ 消費税率改定に伴うユーザーの加工作業を軽減するため、消費税率改定の直接的な影響を除く系列を参考値として作成・公表予定。	3 (2) ④
	政府統計共同利用システム	○ オンライン調査システムについて、利用者の利便性向上を図るため、平成 30 年に政府統計共同利用システムの更改を行い、確認コードの設定条件・ルールの見直しなどを実施。 ○ 視覚障害者向けの音声読み上げソフトの措置など、アクセシビリティの確保を検討。	3 (2) ④ 4 (2) ①
財務省	法人企業統計調査	○ 標本入れ替えに伴う断層を調整した計数の参考提供として、「継続標本のみを用いた計数による前年同期比増加率」を主要項目について参考提供を行う予定。	3 (2) ④
厚生労働省	毎月勤労統計調査	○ サンプル替えに伴う断層やデータの大幅な振れが生じることがないように、規模 30 人以上事業所について、サンプル替え時の段差を縮減できると期待されるローテーションサンプリングを導入。 ○ 精度向上の観点から、母集団情報について、2～3年周期の経済センサスから、毎年、内容が更新されるようになった総務省作成の事業所母集団データベースの年次フレームへ変更。	3 (2) ④
	生活のしづらさなどに関する調査	○ 集計結果の公表形式について、平成 28 年調査から従来の PDF 形式に加え、機械判読可能な形式による公表を検討。	3 (2) ④

府省名	統計名等	措置事項	関連項目
厚生労働省 (続き)	民間人材 ビジネス 実態把握 調査	○ 平成 27 年度に労働者派遣法に基づく事業報告書様式の記入項目が追加され、当該事業報告が毎年集計・公表されることなどから、平成 29 年度以降の調査を中止。	4 (1) ⑤ 4 (2) ①
経済産業省	商業統計 調査	○ これまで5年に2回把握していた商業統計調査を、商業マージンの把握等に重点化した調査内容に見直した上で毎年把握が可能となるよう年次化を図る。	3 (2) ④
	機能性化学 品動向 調査	○ 業況の変化により、当該調査を継続する必要性が低下していることから、調査対象企業や担当職員の負担も鑑み平成 29 年度以降の調査を中止。	4 (1) ⑤ 4 (2) ①
国土交通省	建築着工 統計調査	○ 現在、e-Stat には平成 19 年以降の結果表を掲載しているが、利用者ニーズを勘案し、18 年以前の結果表も順次掲載。	3 (2) ④